

# 三菱自動車倉敷オーシャンズ球音会 会員＜規約＞

## 第1条（名称）

三菱自動車倉敷オーシャンズの後援会名称を、三菱自動車倉敷オーシャンズ球音会（以下、当会とする）とします。

## 第2条（本規約の適用範囲）

1. この会員規約は、倉敷オーシャンズ球音会の会員（以下、会員という）に提供される特典及び会員の義務を定めたものです。
2. 会員は、本規約を承認のうえ、これを遵守するものとします。

## 第3条（入会）

1. 会員は個人会員と法人会員があります。個人会員は最大5名まで家族会員を登録することができます。
2. 当会への入会を希望される場合は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、申込みを行うことができます。

## 第4条（会費）

1. 当会への入会申込みを行ったときは、申込者は所定の年会費を入会時または更新時に事務局に支払うものとします。
2. 年会費は個人会員 1口6,000円（家族会員は追加会費なし）、法人会員 1口12,000円とします。口数は何口でも構いません。入会申込書に口数を記入することとします。

## 第5条（会員証）

1. 事務局は、年会費を受領したときに所定の会員証を交付します。
2. 会員に対する特典は、入会申込書にて登録した本人のみに提供されます。会員は、会員証を他に貸与したり譲渡したりすることはできません。
3. 会員証の紛失・盗難・滅失その他の理由により会員が会員証の再発行を希望する場合には、事務局へ連絡して下さい。

## 第6条（会員の特典）

1. 会員は、事務局が別途定める特典を受けることができます。
2. 会員が特典を利用する際には、会員証を提示するものとします。会員証の提示がない場合、特典を受けられない場合があります。
3. 事務局は、事前に会員に通知して特典の内容を変更することができます。

## 第7条（有効期間）

会員の有効期間は、年会費を支払った当年の4月1日～翌年3月31日までとします。

## 第8条（中途退会）

有効期間内の退会を希望する会員は、事務局に退会の申請をするものとします。その際、会費の返還はしないものとします。

## 第9条（会員資格の喪失）

会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、ただちに資格を喪失するものとします。

- (1) 本規約に違反した場合。
- (2) 当会の名誉を著しく傷つける行為を行ったと事務局が判断した場合。
- (3) 会員の有効期間を過ぎ、所定の更新手続きを行わなかった場合。

## 第10条（個人情報の保護）

事務局は、会員の個人情報を適切な方法で管理し保護する義務を負います。会員の個人情報は、法律にもとづく官公庁からの開示請求を除き、第三者に開示・提供してはならないものとします。

## 第11条（所在地）

当会の事務局は、岡山県倉敷市水島海岸通1-1 三菱自動車工業(株) 水島製作所 水島人事グループ内 三菱自動車倉敷オーシャンズ球音会事務局 に置きます。

## 附 則

1. この規約は、2006年4月1日から施行します。